令和７年琴浦町訓令第30号

琴浦町ふるさとまちづくり団体応援交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の２第１項第１号及び第314条の７第１項第１号に規定する寄附金（以下「ふるさと納税」という。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の12の２第１項、地方税法附則第８条の２の２第１項及び同法附則第９条の２の２第１項に規定する寄附金（以下「企業版ふるさと納税」という。）の仕組みを活用し、寄附者が琴浦町に対し特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）等主体的に地域のことを考え自らまちづくり活動を行う団体（以下「団体」という。）を指定して寄附をする琴浦町ふるさとまちづくり団体応援交付金（以下「交付金」という。）の取扱いに関し、琴浦町補助金等交付規則（平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（寄附金の取扱い）

第２条　町及び交付対象団体（本制度の利用登録を受け、交付金の交付を受けることができる団体をいう。以下同じ。）は、団体の活動に賛同した寄附者が寄附を通じて団体を支援するという本制度の趣旨に鑑み、寄附金の活用に当たり、寄附者等に対して説明責任が果たせるよう努めなければならない。

２　町が収納した寄附金は、第３条及び第４条に規定する要件を満たしていると認められる場合には、交付対象団体に対し、第８条に規定する寄附金額を交付金として、予算の範囲内で交付する。

３　町の責めに帰さない事由により、寄附者から指定された交付対象団体に交付金を交付できない場合又は当該交付対象団体から交付金の返還があった場

合には、当該寄附金を琴浦町のまちづくりの推進に資する事業に充当できるものとする。

(交付対象団体の要件)

第３条　第５条第１項の申請の日において次のいずれにも該当する団体は、交付対象団体となることができる。

（１）　団体に係る要件

ア　琴浦町内に事務所(レターボックスや私書箱等の郵便物受取用の所在地を事務所とするものは除く。)を置き、総会や理事会等により団体の意思決定を行っていること。

イ　法人格の有無にかかわらず、定款、団体規約又はこれに準ずるものを備えていること。

ウ　直近１年分以上(団体の創設の日から１年を経過していない場合にあっては創設の日以降)の事業活動や決算及び財務の情報を開示している又は開示を可能としていること。

エ　５名以上の構成員で組織し、代表者を定めていること。ただし、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(ア)　法人格を有する場合

(イ)　その他町長が必要と認める団体

オ　特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第７号。以下「法」という。)別表に掲げる活動その他地域貢献を行う非営利活動団体であること。

カ　ＮＰＯ法人の場合には、法で定めるところにより事業報告書を所轄庁へ提出していること。

キ　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反していないこと。

ク　団体の役員等(代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。

以下同じ。)が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

（ア）　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。

（イ）　自己、自団体若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

（ウ）　暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

（エ）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

（オ）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

（２）　活動に係る要件

ア　公益性のある活動を行っていること。具体的には次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

（ア）　町の施策と整合する活動を行っていること。

（イ）　町との協働の実績を有すること。

イ　町内に在住し、活動する者が１名以上いること。

ウ　法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。

エ　活動の目的が、宗教、政治的なものでないこと。

(交付金の使途の要件)

第４条　交付金の使途は、次のいずれにも該当しなければならない。

（１）　公益性のある活動及びそれに伴う必要な経費であること。

（２）　構成員のみを対象とする事業への経費でないこと。

（３）　宗教的、政治的な活動のための経費でないこと。

（４） 第５条第２項に規定する登録を受けた日以降に要した経費であること。

２　交付対象団体は、交付金の使途を決定するに当たっては、交付金を活用する本制度の趣旨及び団体や団体が行う活動の趣旨、目的、内容、関係法令等を考慮し総合的に判断しなければならない。

（交付対象団体の登録）

第５条　交付対象団体として登録を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を提出して申請しなければならない。

（１） 琴浦町ふるさとまちづくり団体応援交付金交付対象団体登録申請書（様式第１号）

（２） 誓約書（様式第１号の２）

（３） その他団体の広報物等活動に関して参考となる書類

２　町長は、前項の団体について前２条に規定する要件を満たすと認めるときは、当該団体を交付対象団体として登録し、その旨を当該団体に様式第２号により通知するとともに、町のホームページその他の媒体で公表するものとする。

３　交付対象団体は、第２項により登録を受けた交付金の活用内容を著しく変更しようとするときは、琴浦町ふるさとまちづくり団体応援交付金交付対象団体変更登録申請書（様式第３号）を提出して申請しなければならない。

４　町長は前項の変更申請を承認するときは、その旨を当該団体に様式第４号により通知するものとする。

（登録の辞退）

第６条　交付対象団体は、交付対象団体の登録を辞退しようとするときは、町に交付対象団体辞退届（様式第５号）を提出しなければならない。

（登録の抹消等）

第７条　町長は、交付対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付対象団体に対し期限を定めて必要な措置をとるべきことを求めるとともに、第５条第２項に定める公表を中止するものとする。

（１）　法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反したとき

（２）　定款や規約に違反したとき

（３）　第３条に掲げる交付対象団体の要件を満たさなくなったとき

（４）　前各号に掲げるもののほか交付対象団体としてふさわしくない事象が発生したと町長が認めるとき

２　町長は、前項の交付対象団体が同項の規定による求めに応じないときは、当該交付対象団体の登録を抹消し、その旨を町のホームページで公表するものとする。

（交付金の額等）

第８条　交付金の額は、第１条に規定するふるさと納税の寄附金額に 100 分の 80 を乗じて得た額（千円に満たない端数は、これを切り捨てる。）を限度として交付する。また、企業版ふるさと納税に基づいた交付金については、寄附金額の全額を限度として交付する。

２　ふるさと納税の額から前項の規定により算出した交付金の額を減じて得た額の使途については、事務費等として活用する。

（交付申請）

第９条　町長は、交付対象団体に交付金を交付する場合には、当該交付対象団体と交付の時期及び金額等について、予算の範囲内で調整を行うものとする。

２　交付金の交付を希望する交付対象団体は、前項の調整後の額の範囲内において、次に掲げる書類を町に提出して申請しなければならない。

（１）　琴浦町ふるさとまちづくり団体応援交付金交付申請書（様式第６号）

（２）　交付金活用事業計画書（様式第６号の２）

（３）　交付金活用収支計画書（様式第６号の３）

（４） その他交付金の活用に関して参考となる書類

３　交付金の交付の決定は、原則として前項の交付申請を受けた日から 30 日以内に行うものとする。ただし、交付対象団体が第７条第１項各号のいずれかに該当すると町長が認めるときは、当該交付対象団体が同項の規定による求めに応じるまでの間、町長は、交付金の交付決定を留保することができる。

４　交付金の交付決定通知は、様式第７号によるものとし、町長は、速やかに交付金を交付するものとする。

(変更承認)

第 10 条　交付金の交付に付する条件は、次に掲げるものとする。

（１） 前条第２項の申請の内容を著しく変更しようとする場合又は交付金の額を変更しようとする場合には、変更の申請を行うこと。

（２） この要綱を遵守すること。

２　前項の規定にかかわらず、町長は必要に応じて交付金の交付に関する条件を付することができる。

３　第１項第１号の規定により、変更の申請を行う場合には、次に掲げる書類を町に提出しなければならない。ただし、既に交付決定を受けている内容と変更がない書類については提出を省略することができる。

（１） 琴浦町ふるさとまちづくり団体応援交付金変更交付申請書(様式第８号)

（２） 交付金活用変更事業計画書(様式第８号の２)

（３） 交付金活用変更収支計画書(様式第８号の３)

（４） その他変更後の交付金の活用に関して参考となる書類

４　交付金の変更交付決定は、原則として前項の交付申請を受けた日から 30 日以内に行うものとする。ただし、交付対象団体が第７条第１項各号のいずれかに該当すると町長が認めるときは、当該交付対象団体が同項の規定によ

る求めに応じるまでの間、町長は、交付金の変更交付決定を留保することができる。

5　交付金の変更交付決定通知は、様式第９号によるものとし、町長は、速やかに交付金を交付するものとする。

(取消し及び返還)

第11条　町長は、次の各号に掲げる場合には、交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）　交付対象団体が、法令、本要綱又は法令、本要綱に基づく町の処分若しくは指示に違反した場合

（２）　交付対象団体が、交付金を不正その他不適当な使途に使用した場合

（３）　交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金を交付することが適当でないと判断される場合

2　町長は、前項の規定により交付金の交付決定を取り消し、又は交付金の交付決定の内容を変更したときは、当該交付対象団体に対し、その旨を通知するものとする。

3　町長は、第１項の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金を支払っているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

4　町長は、前項の返還を命じたときは、第１項第３号に規定する場合を除き、返還を命じられた交付対象団体(以下「返還義務者」という。)に対し、返還義務者がその命令に係る交付金を受領した日から返還を命じた額(以下「返還命令額」という。)の納付を完了した日(以下「受領日」という。)までの日数に応じ、当該返還命令額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該返還命令額から既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することができる。

5　町長は、前項の規定により加算金を徴収する場合は、第２項の規定により交付金の返還を命ずる際に、あらかじめその旨を返還義務者に通知するものとする。

6　交付金が２回以上に分けて支払われた場合における第４項の規定の適用については、返還を命ぜられた交付金は、最後の受領日に受領したものとし、返還命令額が当該受領日に受領した額を超えるときは、それぞれの受領日に受領した額の合算額が返還命令額に達するまで順次受領日を遡り、それぞれの受領日にそれぞれの額を受領したものとする。

7　第３項の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、返還命令額を納付期限までに納付しなかったときは、当該納付期限の翌日からその納付を完了した日までの日数に応じ、その納付しなかった額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付しなかった額から既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(実績報告)

第 12 条　交付金の交付を受けた交付対象団体は、毎年度３月 31 日現在で交付された交付金のうち、その年度における活用実績について、翌年度の４月 20 日までに次の各号に掲げる書類を町に提出して報告しなければならない。

（１）　琴浦町ふるさとまちづくり団体応援交付金実績報告書(様式第 10 号)

（２）　交付金活用実績報告書(様式第 10 号の２)

（３）　交付金活用収支決算書(様式第 10 号の３)

（４）　その他交付金の活用実績に関して参考となる書類

2　町長は、前項の規定により提出された実績報告書を町のホームページで公表する。

(状況報告及び調査)

第13条　町長は、交付金の使途等に関し、必要があると認めるときは、交付対象団体に対して、交付金の使途等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

２　町長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その結果を交付対象団体に通知するものとする。

（書類の保存）

第14条　交付対象団体は、次に掲げる事項を記載した書類及びその内容を証する書類を整備し、交付金を支出した年度の翌年度から起算して５年間、これらを保存しなければならない。

（１）　交付金の出納の状況

（２）　対象事業の遂行の状況

（３）　対象事業に係る収入及び支出の状況

（委任）

第15条　本要綱に定めるもののほか、交付金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。